

消費税引き上げに向けての経過措置の対応 第1回

第1回

消費税の経過措置とは何か

消費税は、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へと2回にわたる引上げが予定されている。政府は、消費税率の引上げに伴う、中小・小規模事業者の経営に及ぼす影響を最小限に止めるため、価格転嫁対策・経過措置など、様々な措置を講じていくこととしている。今回は、一定の要件を満たす取引については旧税率が適用される「経過措置」の対応方法などを詳しく解説をいただく。

消費税法改正に伴う消費税率の引上げは、消費税率及び地方消費税率について、次とのおり2段階で引き上げることと予定されています。

はじめに

また、国税庁から後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置等の取り扱いについて、(法令解説通達)【以下経過措置通達】といたしました。

(出典: 国税庁「消費税法改正のお知らせ」)

要件満たせば旧税率が適用に

1 請負工事等の経過措置の概要

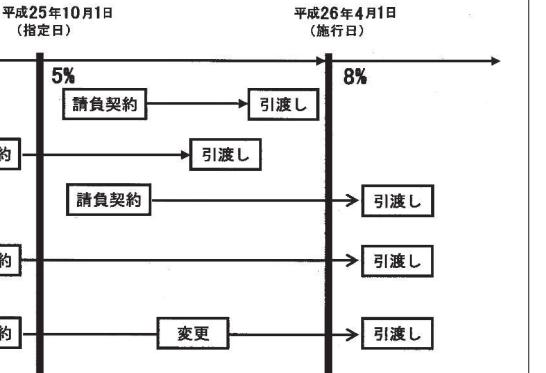
| 区分/適用開始 | 現行 | 平成26年4月1日 | 平成27年10月1日 |
|---------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 消費税率 | 4.0% | 6.3% | 7.8% |
| 地方消費税率 | 1.0% (消費税額の25/100) | 1.7% (消費税額の17/63) | 2.2% (消費税額の22/78) |
| 合計 | 5.0% | 8.0% | 10.0% |

(出典: 国税庁「消費税法改正のお知らせ」)

AからEまでの請負工事等に係る契約の取引について、適用される消費税の税率はいくらでしょうか?お答えください。

次のはじめに

クイズです!



解答

| ケース | 適用税率 | 解説 |
|-----|------|--|
| A | 5 % | 引渡しが施行日前なので5%が適用されます。 |
| B | 5 % | 引渡しが施行日前なので5%が適用されます。 |
| C | 8 % | 引渡しが施行日後なので8%が適用されます。 |
| D | 5 % | 引渡しが施行日後なので原則として8%が適用されますが、指定日前に請負契約を締結しているため経過措置として5%が適用可能となります。 (注) 経過措置の適用を受けるためには、指定日の前日(平成25年9月30日)までに請負契約を締結することが必要です。 |
| E | - | 指定日前に請負契約を締結しているため経過措置として5%が適用可能ですが、契約変更がある場合には原則として8%が適用されます。ただし、原契約の一部が有効な場合には、有効な原契約部分は経過措置の5%が適用され、追加変更となつた部分については8%が適用されます。 |

【キド先生のコメント】

この経過措置の対象となる「請負工事等」に係る契約は、多数存在すると思われます。経過措置の適用を受ける場合には、契約の締結の際に適用要件等をしっかりと確認することが必要です。

2 対象となる「請負工事等」の契約の内容

置の対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。具体的には次のようないきなります。
①建設業に係る工事
②製造請負に係る契約
③測量、地質調査に係る契約
④工事の施工に関する契約
⑤工事の請負に係る契約
⑥ソフトウェアの開発に係る契約
⑦その他請負に係る契約
⑧委託その他の請負に類する契約を含みます)
(注)「建設請負工事契約(委託その他の請負に類する契約を含む)」とて、この経過措置が適用される契約をいうものとします。
(注)「建設請負工事契約(委託その他の請負に類する契約を含む)」とて、この経過措置が適用される契約をいうものとします。
対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。具体的には次のようないきなります。
①建設業に係る工事
②製造請負に係る契約
③測量、地質調査に係る契約
④工事の施工に関する契約
⑤工事の請負に係る契約
⑥ソフトウェアの開発に係る契約
⑦その他請負に係る契約
⑧委託その他の請負に類する契約を含みます)
(注)「建設請負工事契約(委託その他の請負に類する契約を含む)」とて、この経過措置が適用される契約をいうものとします。
対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。具体的には次のようないきなります。
①建設業に係る工事
②製造請負に係る契約
③測量、地質調査に係る契約
④工事の施工に関する契約
⑤工事の請負に係る契約
⑥ソフトウェアの開発に係る契約
⑦その他請負に係る契約
⑧委託その他の請負に類する契約を含みます)
(注)「建設請負工事契約(委託その他の請負に類する契約を含む)」とて、この経過措置が適用される契約をいうものとします。
対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。具体的には次のようないきなります。
①建設業に係る工事
②製造請負に係る契約
③測量、地質調査に係る契約
④工事の施工に関する契約
⑤工事の請負に係る契約
⑥ソフトウェアの開発に係る契約
⑦その他請負に係る契約
⑧委託その他の請負に類する契約を含みます)
(注)「建設請負工事契約(委託その他の請負に類する契約を含む)」とて、この経過措置が適用される契約をいうものとします。

3 適用要件

置の対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。具体的には次のようないきなります。
①建設業に係る工事
②製造請負に係る契約
③測量、地質調査に係る契約
④工事の施工に関する契約
⑤工事の請負に係る契約
⑥ソフトウェアの開発に係る契約
⑦その他請負に係る契約
⑧委託その他の請負に類する契約を含みます)
(注)「建設請負工事契約(委託その他の請負に類する契約を含む)」とて、この経過措置が適用される契約をいうものとします。
対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。具体的には次のようないきなります。
①建設業に係る工事
②製造請負に係る契約
③測量、地質調査に係る契約
④工事の施工に関する契約
⑤工事の請負に係る契約
⑥ソフトウェアの開発に係る契約
⑦その他請負に係る契約
⑧委託その他の請負に類する契約を含みます)
(注)「建設請負工事契約(委託その他の請負に類する契約を含む)」とて、この経過措置が適用される契約をいうものとします。
対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られるものではありません。具体的には次のようないきなります。
①建設業に係る工事
②製造請負に係る契約
③測量、地質調査に係る契約
④工事の施工に関する契約
⑤工事の請負に係る契約
⑥ソフトウェアの開発に係る契約
⑦その他請負に係る契約
⑧委託その他の請負に類する契約を含みます)
(注)「建設請負工事契約(委託その他の請負に類する契約を含む)」とて、この経過措置が適用される契約をいうものとします。

【キド先生のコメント】

この経過措置の対象となる「請負工事等」に係る契約は、多数存在すると思われます。経過措置の適用を受ける場合には、契約の締結の際に適用要件等をしっかりと確認することが必要です。

この経過措置の対象となる「請負工事等」に係る契約は、多数存在すると思われます。経過措置の適用を受ける場合には、契約の締結の際に適用要件等をしっかりと確認することが必要です。